

入札監理小委員会
第43回議事録

内閣府 官民競争入札等監理委員会事務局

第 43 回 入札 監理 小 委員 会
議 事 次 第

日 時 : 平 成 20 年 7 月 11 日 (金) 17:45 ~ 18:32
場 所 : 永 田 町 合 同 庁 舎 1 階 第 1 共 用 会 議 室

1 . 開 会

2 . 議 事

① 実 施 要 項 (案) の 審 議

○ 登 記 簿 等 の 公 開 に 関 す る 事 務 (法 務 省)

② 私 の し ご と 館 に お け る 体 験 事 業 の 実 施 状 況 等 に つ い て

③ そ の 他

3 . 閉 会

< 出 席 者 >

(委 員)

檜 谷 主 査 、 渡 邊 副 主 査 、 稲 生 専 門 委 員

(法 務 省 民 事 局)

團 藤 総 務 課 長 、 松 井 局 付 、 多 田 民 事 監 査 官 、 堀 補 佐 官
服 部 係 長 、 前 田 事 務 官

(事 務 局)

徳 山 企 画 官

(法務省入室)

○**榎谷主査** それでは、ただいまから「第43回入札監理小委員会」を開催します。

本日は「法務省の登記簿等の公開に関する事務」の実施要項(案)及び「私のしごと館における体験事業の実施状況等」について審議を行います。

初めに「法務省の登記簿等の公開に関する事務」の実施要項(案)の審議を行います。

本日は、法務省民事局総務課團藤課長に御出席いただいておりますので、これまでの審議を踏まえた実施要項(案)の修正点などにつきまして御説明をいただきたいと思っております。15分ぐらいでよろしく申し上げます。

○**團藤課長** 法務省民事局総務課長の團藤でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

前回、昨年度の実施要項との修正点について御説明を申し上げましたが、その後、さまざまな御指摘、御示唆、御意見を賜りました。それらを私どもの方でも検討させていただき、更なる修正を施しました。本日、お手元にごございますものは、その間の御指摘等を踏まえまして修正を施したものでございます。多田民事監査官の方から、前回お示しいたしましたものからの変更点につきまして、それと、現在さまざまな形で周知も図っておりますので、その状況等も含めまして御説明を申し上げたいと思っております。

○**多田民事監査官** 民事監査官の多田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは「登記簿等の公開に関する事務 民間競争入札実施要項(案)」につきまして、前回の審議における指摘及びその後に事務局を通じて御連絡いただきました御指摘を踏まえて検討した結果につきまして、前回の審議の際に提出をさせていただきました実施要項(案)からの変更点ということで御説明をさせていただきます。

それでは、お手元の実施要項(案)の見え消しのペーパーをごらんいただきたいと思っております。

まず「1 趣旨」でございます。ここでは、形式的な表現ぶりの修正でございますが、登記所についての説明ぶりを不動産登記法第6条に規定する表記に修正をいたしました。

次に「2 委託業務の内容及びその実施に当たり確保されるべき公共サービスの質」の「(3) 業務内容」についてです。ここでは「その処理手続は、不動産登記法、商業登記法などの法律のほか、各規則及び準則に定められており、細部については、通達、通知などにより処理することとなるが、」との文言を追加いたしました。これは、委託業務は法令等に基づいて処理されるものであるということを明記したものであります。

また「おおむね、」という文言を追加しましたが、これは業務処理フロー図が標準的なフローを示すものであることを明らかにするために追加したものであります。

次に、2の「(5) 契約の形態及び委託費の支払い」についてです。ここで24か月としたのは、契約に係る業務実施期間を2年間とすることに伴って変更したものです。

なお、実施期間を変更する理由につきましては「3 実施期間」のところで説明いたします。

次に、2の「(6) 委託費の減額措置」についてです。ここでは、なお書きを削除いたしました。このなお書きは、昨年の審議終局に当たって、貴委員会から委託費の増減額の在り方について検討を続けるよう要請があったことから、インセンティブ措置として、要求水準

(満足度)を上回る水準を確保している場合の委託費の減額の軽減、または免除措置を設けてはどうかと考えて前回の案に盛り込んだものですが、貴委員会から、減額措置の軽減等をインセンティブと位置づけることは不適當であるとの指摘がされたこと、サービスの質の指標として、統一的・客観的な指標を見出せない状況にあること、四半期ごとのアンケート調査結果により委託費を増減させる場合、アンケート調査の際にのみ、普段以上の努力をすれば、この措置が受けられるということや、満足度のアンケート調査のみで軽減・免除の措置を講ずることが果たして適當かという問題も考えられることから、この措置を設けることは見送ることとしたものです。

次に「3 実施期間」についてです。実施期間につきましては、昨年度の実施要項においては3年間としたところですが、今回の入札では、民間事業者の参入機会を確保・拡大し、競争環境をより一層整えることに資するため、平成21年4月から平成23年3月までの2年間としたいと考えております。

なお、これにより、平成22年度に入札を実施する際には、平成22年度で初めて入札対象となる登記所に加え、平成19年度に実施期間3年間として入札を実施した登記所と、今年度実施期間2年間として入札を実施する登記所を同時に入札対象とすることができ、各法務局・地方法務局において、本局を中心とした大規模登記所と支局・出張所とをカップリングすることが可能となりますので、後ほど御説明しますように、実務経験者等の配置を登記所ごとではなく法務局・地方法務局単位とすることにより、実務経験者等の人員配置においてスケールメリットを生かした、より効率的な配置が可能となるものと考えております。

次に「4 入札参加資格」についてです。入札参加資格について、貴委員会から、多様な民間事業者の参入を確保するとの観点から、全省庁統一資格におけるAまたはB等級以外の者についても入札参加が認められるように検討するべきではないかとの御指摘をいただきました。

そこで、御指摘を踏まえ、検討いたしました結果、(4)にイを加え「役務の提供等」のC等級に格付けされている者で、本件競争入札に係る役務の提供と同等以上の仕様の役務の提供の履行実績を有することを証明できる者にも入札参加を認めることとしたものです。

次に「5 入札に参加する者の募集」についてです。「(1)入札に係るスケジュール」の「ア 入札公告」につきましては、局によっては8月上旬に入札公告ができない場合も考えられるので、念のために中旬を加えたものですが、中旬とはいっても、8月11日、あるいは12日辺りを念頭に置いております。

それから(2)のオの「(イ)民間事業者に関する資料」にdを加えたのは、入札参加資格をCまで拡大することに伴い、追加したものであります。

次に「6 委託業務を実施する者を決定するための評価の基準」についてです。まず(1)のアの「(ア)基本事項」についてですが、実務経験者に求める経験年数につきましては、昨年度は3年としておりましたが、これを短縮すべきではないかとの御指摘をいただきました。この点につきましては、御指摘を踏まえ検討いたしました結果、多様な民間事業者の参入に資するため、政策的判断として、経験年数を1年以上としたいと考えます。

また、実務経験者等の最低必要人数につきましては、前回の審議におきまして、各登記所ごとに最低必要人数を配置することはせず、法務局・地方法務局ごとに1名～5名の範囲で最低必要人員を定めることとしたい旨、御説明したところですが、その後、貴委員会から更

なる縮減が検討できないかとの御意見をいただきました。

そこで、御意見を踏まえ、多様な民間事業者の参入に資するため、政策的判断として、入札対象庁が2庁以下で、かつ本局を含まない局、具体的には、仙台、岐阜、京都、高松の各局につきましては、最低必要人数を2名から1名にすることといたしました。

なお、宮崎につきましては、前回の審議の際に1名として御説明をしたところでございます。

次に「(ウ)業務処理体制」についてであります。「各登記所別に、」という文言を追加したのは、本年度は複数の登記所を入札対象とするためです。

また「d 管理業務」と書いてございます下に窓口責任者について記述いたしましたが、これは実務経験者等の最低必要人数を法務局・地方法務局ごとに設定することとしたことに伴い、実務経験者等が配置されない登記所があらわれることも想定されることから、実務経験者等が常駐しない登記所にあつては、他の登記所に配置された実務経験者等と連携して受託業務を適正かつ円滑に処理するための要因を業務従事者の中から指定していただくこととしたものです。

また、貴委員会から、実務経験者と同等の者として取り扱う範囲に関し、事業開始後、事業を実施していく中で、受託事業者において一定の経験を積んだ者を実務経験者等として取り扱うことを認め、その旨を実施要項において明示してはどうかとの御意見をいただきました。

御意見を踏まえ、窓口責任者として2年以上、委託業務に従事した者については、受託業務の実施状況も踏まえた上で、実務経験者と同等の知識及び能力を有すると認められる者として取り扱うことができる旨を記載いたしました。

なお、この2年という期間につきましては、事業開始時までには2年以上の経験となる見込みがある者であれば、提案書提出の段階では2年未満であっても差し支えないと考えております。

次に「イ 加点項目審査」についてです。加点項目につきましては、貴委員会から、各評価項目が抽象的であり、具体的にどのような点を評価しようとしているかが明確でないことから、評価項目を細分化・具体化し、その点を明確にすることについて検討すべきではないか、また、評価の客観性・公平性が確保されるように、評価委員用の資料として加点項目ごとに、それぞれ評価に当たっての観点、要素等をまとめた詳細な評価基準をつくるべきではないかとの御指摘をいただきました。

そこで、ご覧いただいておりますとおり、採点基準及び評価の決定の仕方を明示するとともに、加点項目ごとに審査の観点を具体的に表記することにより、評価の客観性・公平性を確保することとしたいと考えております。

なお、各加点項目の配点につきましては、昨年度の経験を踏まえて、研修計画の提案に関する項目のウェイトを重くしております。また、自己モニタリングについても、これが適切にされることにより、サービスの質の向上が期待できることから、昨年度よりも加点のウェイトを重くすることとしております。

各加点項目の配点は、具体的には、「業務処理体制」の提案を30点、「サービスの質の向上に関する改善の提案」を30点、「研修計画の提案」を50点、「自己モニタリングの実施の提案」を40点としております。

次に「(2) 落札者の決定等」についてです。落札者の決定後の措置として、貴委員会から、評価結果についても説明責任が果たせるよう、入札に参加した民間事業者の各評価項目の点数についての評価委員会のコメントを公表するとともに、当該民間事業者に自らの点数に関する評価委員会のコメントを通知することとすべきではないかとの御意見をいただきました。

御意見を踏まえ、各評価委員に提案書を評価する際にコメントを付していただくこととし、希望する入札参加事業者に対して、当該事業者の提案書に付された評価委員のコメントをとりまとめたものを通知することとしています。

なお、落札事業者以外の入札参加者の情報につきましても、評価点、入札価格及び総合評価点を公表することとし、貴委員会に対しましては、評価委員のコメントをとりまとめた上で、その結果を報告したいと考えております。

次に、10の「(3) 契約に基づき受託事業者が講ずべき措置」についてです。まず、アの「(ア) 研修」についてです。ここでは、先ほど御説明した窓口責任者に国が実施する窓口研修を受講していただくことを定めています。

なお、国が実施する窓口研修においては、複雑困難な事案のスクリーニングができ、必要などきに実務経験者等と連携して業務を処理できるだけの知識を身につけてもらうこととしたいと考えております。

「また」以下の記載は、委託業務の終了に伴い受託事業者が変更する場合に、次期受託事業者に対する研修が円滑に行われるよう、当該研修に対する協力義務を課すことを記載したものです。

次に「ケ 委託契約の内容の変更」についてです。前回お示しした実施要項(案)では、二重線で朱抹した表記としておりましたが、貴委員会から、登記所の統廃合等によって委託契約の内容を変更する場合に、変更の理由について、相手方、すなわち受託事業者の承認を不要とするのは一方的であり、受託事業者に不利となる場合も考えられることから適切ではない、また、登記所の統廃合等の場合の契約の変更については、今後、今回の入札対象登記所において統廃合が予想されるのであれば、民間事業者への不意打ちとならないように、具体的な契約の変更方法等について、実施要項上明らかにすべきではないかとの御指摘をいただきましたので、相手方の承認を不要とすることは撤回することとし、登記所の統廃合等による契約の変更について、事務処理体制の変更を要する程度の乙号事件数の変動が見込まれる場合には、契約金額に当該変動割合を乗じた金額を限度として契約金額を変更するものとする。原則として、実務経験者等の最低必要人数の変更は求めない旨を記載することといたしました。

次に「12 委託業務に係る評価に関する事項」の「(3) 評価方法」についてです。この点につきましては、貴委員会から、公共サービス改革法に基づく内閣総理大臣の評価の一環として、同時期に国及び他の民間事業者が実施する登記所との比較をすることも意義はあるのではないかとの御指摘をいただきましたので、そのように修正をすることとしております。

以上が前回の審議以降に修正した主な内容でございます。

最後に、本日配付させていただきました資料について若干御説明をいたします。資料1-2をごらんいただきたいと思います。

これは、多様な民間事業者の参入を確保することを目的として、入札手続に先立って開催

することとした現地見学会と業務説明会の案内であります。現地見学会は7月中に今回の入札対象登記所である全国35局の135庁のすべてで開催することとしており、業務説明会は東京法務局本局など、本年4月から包括的民間委託を実施している全国10か所において8月に開催することとしています。

資料4枚目までが法務省のホームページに掲載しているものであり、全国の対象登記所の開催予定日の一覧です。裏表でございますので、2枚でございます。各法務局・地方法務局のホームページには、その局の開催案内を掲載しており、その次でございます資料ですが、そのうちの1つである新潟局のホームページに掲載している案内をサンプルとして添付してございます。

以上が配付資料の説明でございます。以上でございます。

○櫻谷主査 ありがとうございます。

ただいまの御説明につきまして、何か御意見、御質問ございましたら、発言をお願いいたします。いかがでしょうか。どうぞ。

○稲生専門委員 まずは、私どものいろいろな意見に対しまして御修正いただきましてありがとうございます。おおむね我々の意向を反映いただいたようでございまして、大変ありがたく思っております。

さはさりながら懸念事項を持ってございまして、それは委託の期間を2年間にするということでございます。勿論、後ろの方をそろえて、いずれカップリングとか、うまくできるようという、その御趣旨は大変よくわかっている反面、今回の入札に関して、果たして本当に2年間で民間事業者さんが集まるかということに関しては、一応、御注意というか、私どもも確証があるわけではございませんので、この2年間はまずいということではないかもしれませんが、ただ、一方で、一部には、やはり長ければ長いほどいいという意見は民間事業者さんから出ているのも事実かと思えます。その点については、パブリックコメント等でもし意見が出た場合には、やはり柔軟に考えていくということも御配慮いただければありがたいなと思っております。

○園藤課長 御意見ありがとうございます。2年間とする理由につきましては、今、多田民事監査官から御説明申し上げたとおりでございますが、多分、自分は落札できるだろうという自信のおありのある事業者さんは、長ければ長いほど、そのポジションがキープできるということになるんだろうと思えます。

ただ、この分野はまだ多くの事業者さんにとって新しい分野でございます。そういった意味で、長期にわたるのでは自信がないけれども、とりあえず2年であればチャレンジしてみたいと思っただけの事業者さんも多数いらっしゃるのではないかと思っております。

また、先ほど申し上げましたように、今回2年間といたしますことによりまして、2年後には3本が一本化できることとなります。また、昨年度の実施要項では各登記所に実務経験者等の常駐を求めておったわけでございますが、本年度はそれを改め、局単位で必要最低人数を設定するという一方で、実務経験者等のフレキシブルな配置、更に窓口責任者という概念を新しく導入いたしまして、2年間の御経験を積んでいただくことによって、2年後には実務経験者等として、同等の者として取り扱うことを可能とするという方針を明確に打ち出しましたわけでありまして。

2年後の3本の流れが一体化する入札に向けて、今の状態では実施要項に例示されておりますような実務経験者の十分な確保には心もとないかもしれないけれども、窓口責任者を多数養成することによって、2年後、実務経験者等としても活用できる、それによってスケールメリットに対応することができるということで、今回の入札により積極的に臨んでいただける事業者さんも少なからずおられるのではないかと、私どもは期待をしているところでございます。

そこら辺りのメカニズムというのは実施要項を見ただけではなかなかおわかりにくい部分もあるかと思いますが、そこら辺りを十分読み込んでいただいて、かつ2年後の姿を見ていただければ、経営戦略として、今回の入札に積極的に対応していくことが、2年後に訪れるであろうかなり規模の大きな、ビジネスとして大きくなるものについての、ある意味、橋頭堡を築けるという積極評価をしていただける向きも多いただろうなと我々は考えているところでございます。そういうふうにして多数の民間事業者さんが今回の入札に関心を持っていただけるように、我々も周知・広報にも努めてまいりたいと考えておるところでございます。

○櫻谷主査 どうぞ。

○稻生専門委員 そういう意味で、まさに今おっしゃったことが非常に大事なことだと思ひまして、2年後、あるいは5年後、どんどんビジネスが大きくなるということで参入いただきたいと、是非その趣旨が全国的に伝わるような形で伝達いただければいいのかなと思っておりますので、よろしくお願ひをしたいと思います。

○團藤課長 そういった趣旨も入札説明会等で伝えられるように工夫をしてまいりたいと思っております。

○櫻谷主査 渡邊副主査、どうぞ。

○渡邊副主査 私も、今まで申し上げたコメントをほとんど反映していただいていると思ひます。残る点は期間の点ですけれども、今、お話があった観点だけではなくて、もともと長期がいいのではないかという要請背後には、やみくもに長ければいいというのではなくて、最初の1年位は試行錯誤でやらざるを得ないところがあり、2年目に順調に波に乗るかどうか、一通常、2年で採算ベースというのがなかなか難しいので、採算を考えると、例えば、最低3年は欲しいとかーそういった要望が事業者側にあるかどうかというのが、ここで2年間という期間を懸念していた本当の理由、コアだったわけです。

ある意味、これが事業者の育成という目的でー、短期間の経過措置という言葉が強過ぎるかもしれないんですがー、そういうものだというとらえ方で、「今回だけは2年にします。ただ、その先もずっと2年でぶつぶつ切るということではなくてー、どの時点で波に乗るといふふうに判断するのかというのは難しいかもしれないんですがー、むしろ試行期間が済んだ後は、あるいは今回を試行期間ととらえて次期からは、その事業の採算がどのぐらいのスパンで民間事業者にとって採算取れるのかとか、そういう観点で期間をとらえていただくということであれば、一定の期間を試行期間と把握して、2年という取り方ということでは十分説明もできるし、多分、適切な判断だったというふうに後で認めてもらえる可能性も相当あるかと思ひます。

繰り返しになりますけれども、この2年をこのまま常態化するというのではなくて、むしろ試行期間ととらえて、その先の期間については、事業の採算性とか、その時点における

事業者の希望というか、どのぐらいだったらインセンティブが働くとか、そのところをむしろお考えいただくということであれば、私は理解できるかなと思っております。

○園藤課長 ありがとうございます。私ども、今のイメージといたしましては、24年度末に全登記所についておしりがそろそろというイメージをつくってございます。それまでの間は2年が2回という流れもあるわけでございますが、全国的に実施いたしますので、全国的な事業展開が可能な事業者さんから見れば、いろんなところでお試しというんでしょうか、工夫を試してみることもできると思います。

事業者さんの中には、非常にローカルに、自分のフランチャイズであるこの地域で事業を頑張りたいと考えておられる事業者さんもいらっしゃるだろうと思います。そういった事業者さんにとりましては、そのこの箇所ですら1回やって、期間を長く取られてしまいますと、再度のチャレンジがなかなか難しいという側面もあるかと考えております。若干試行的な短い期間のものを重ねて計画を立てたというのは、そういった配慮もあるわけでございます。

また、投下資本の回収というお話もございました。これも入札説明会でも十分御説明しなければいけないことだと思いますが、基本的に端末装置その他、必要な機器は官の方で準備したものを使っていただくことを予定してございます。余りその事情に明るくない民間事業者さんが人数分の機器を用意しなければいけないのではないかなというようにことごとく大変だと思われるかもしれませんが、機器は今、登記所にございます機器を使っていただく。機器の提供は私ども官の責務となってございますので、そういった意味では、ハード面での初期投資というのはさほど大きくないビジネスになるのではないかなと考えてございます。

先ほど申し上げましたように、今のイメージでは、24年度末におしりがそろいまして、試行が終わって本格というようなイメージで考えてございまして、そこからは、今まで2年だったから2年でいくというようなことは私どもは一切考えてございませぬ。2年、2年ということによって、同じ法務局でも、最初の2年ではA社が入り、次の2年ではB社さんが入られた、それぞれのお考えなども伺いながら、おしりがそろった後、どのぐらいの期間設定とするのが事業者さんにとって一番ペイすると思われるんだろうかという辺り、あるいは私どもの方もある程度安定した委託を行いたい、これからしばらく毎年のように入札をやるわけですが、正直申しまして、入札事務というのでもかなりの事務処理負担にはなっておりますので、そういった意味で、安定した期間というのは何年となるかというのを、この2クールぐらいでしっかりと見極めながら、また、2クールやることによって、先ほど申し上げましたように、ある局について、最初はA社さんだったけれども、次はB社さんになるということであれば、A社さんの意見もB社さんの意見も伺えるということにもなりますので、それぐらいのインフォメーションを集めました上で、24年度末から後の期間設定をしっかりと考えていきたいと思っております。

○櫻谷主査 よろしいでしょうか。今の投資は、固定資産的な設備投資だけではなくて、その前に研修もしないといけないということで、多分、2か月分ぐらいは収益のないコストが出ていく可能性があると思います。24か月分の2か月だと、我々会計士的に見ると1割のコストがのっかるということになります。ただ、おっしゃっている意味はよく理解できますので、そういうことも御配慮の上、今回は2年ということをやむを得ないと思うんですが、できるだけ適切な期間、これが2年なのか3年なのか5年なのか、よく御検討いただけたらと思います。

今回は本当に思い切っているいろいろな御配慮いただきました。実務経験者の数を少なくするという事は、いい面もあるんですが、課題も出る可能性がありますので、その辺は本来ではないかも知れませんが、法務局としての民間事業者へのサポートを是非お願いします。最終的には法務局の責任でございますので、サポートというよりか、主体的にやっていただけたらと思います。

事務局から何かありますか。

○事務局 今回で、一応、一通りの審議が終わりましたので、実施要項(案)の公表と意見募集を実施することについて御了承いただければと思います。

○榎谷主査 よろしゅうございますか。それはいつからやるんですか。もうすぐに実施していただけるんですか。

○團藤課長 もしお許しがいただければ、パブリックコメントの手続を7月15日からスタートさせていただきたいと考えてございます。期間的には2週間、7月15日から29日までぐらいの期間で御意見を募集いたしまして、その結果を踏まえて、最終的に詰めてまいりたいと考えております。

○榎谷主査 それでは、これで審議を終了したいと思いますが、本実施要項(案)につきましては、次回の審議で議了する方向で調整を進めたいと思いますので、法務省におかれましては、本日の審議や今後実施していただく実施要項(案)に対する意見募集の結果も踏まえて、更に検討を進めていただくようお願いしたいと思います。

また、委員の先生方におかれましては、本日質問できなかった事項や確認したい事項がありましたら、事務局にお寄せいただきたいと思います。事務局において整理をしていただいた上で、各委員にその結果を送付したいと思います。

本日はありがとうございました。

(法務省関係者退室)

○榎谷主査 続きまして、民間競争入札の対象事業として、昨年4月から事業を開始しております独立行政法人雇用・能力開発機構の私のしごと館における体験事業について、初年度の実施状況が機構より報告されたとのことですので、事務局よりその報告内容などにつきまして御説明を受けたいと思います。よろしくをお願いします。

○事務局 それでは、私のしごと館における職業体験事業の19年度の実施状況について、機構からの報告に基づいて事務局から御説明させていただきます。

お手元にお配りしております資料2をごらんいただけますでしょうか。1ページおめくりいただきまして、まず、今回の対象となった公共サービスの内容でございますけれども、私のしごと館における若年者のキャリア形成の支援のための職業体験事業のうち、業界団体や伝統工芸団体等の協力により実施している職種以外の5職種、機構が自ら実施している5種になりますけれども、こちらの関する体験事業となっております。

実施期間につきましては、平成19年4月から今年の3月までということで、実施業者につきましては、株式会社コングレとなっております。

具体的な実施結果につきましては、1ページおめくりいただきまして、別紙1に記載されております。こちらにつきましては、実施要項に開示されておりました職業体験事業の規模

に基づき行われた結果となっております。

またお戻りいただきまして、サービスに求められている質でございますけれども、職業体験サービスの利用者の満足度という形になっておりまして、満足度 80%以上を要求しております。

具体的な結果につきましては、別紙 2 に記載しておりますけれども、平均で 98.9%ということで、要求水準を上回るものとなっております。個々の結果につきましては、左から 2 番目の列に記載しておりますように、個々で見ましても、すべてのサービスでサービスの質がクリアされております。

またお戻りいただきまして、今回のサービスの実施に要した経費でございますけれども、落札額が約 1 億 3,900 万円となっております、3 分の 1 に当たる約 4,400 万円が支払われております。

続きまして、2 に行かせていただきまして、会計法令に基づく監督・検査の状況でございます。会計法、契約に定められた事項について、監督・検査を実施したところ、特段の問題は認められませんでした。また、機構が行ったモニタリングにおきましても特段問題となる事項はなかったという報告がございました。

簡単ではございますが、説明は以上とさせていただきます。

○榎谷主査 ありがとうございます。

今の御説明につきまして、何か御質問、御意見がございましたら、どうぞ。稲生先生。

○稲生専門委員 3 番の対象公共サービスの実施に要した経費ということで、今回、1 年分をお支払いになったということでございます、一方、事業の今後なんですけれども、3 年間続くわけではないということもあるやに聞いております。民間事業者からすれば、せっかく参入の機会を得たにもかかわらず、ある意味では非常に中途半端な状況で退出せざるを得ないという、お上の事情と申しますか、いろんな政治情勢で仕方がない部分がある反面、民間事業者が今後、こういった形で何らかの損害と言っては言い過ぎかもしれませんが、何らかの不利が生じないような着地の在り方を是非検討をいただきたい。

あと、この場合、コングレさんとどういう形で交渉があったかという経緯については、そのほかの市場化テストにも影響してくると思いますので、是非、途中でやむを得ない事情、つまり、行政の事情によって契約が途中で終わったような場合の処理の在り方について、記録なり協議なりのことについては、是非透明性を高めて、何らかの形で公表いただくことも御検討を是非お願いをしたいなと思います。

○事務局 契約解除につきましては、契約解除が決まる段階で機構とコングレさんの間で協議がなされて、一応、合意の上、解除という形になるということ聞いております。また、その際に違約金の支払いというお話があるということも聞いておりますが、実際それが支払われたかどうかというのは私の方で今、把握しておりませんが、そういった対応もなされていると聞いております。

ただ、御指摘いただきましたように、幾ら特段の事情があったとはいえ、3 年間実施するという契約に基づいてコングレさんに落札していただいたということがありますので、民間事業者にとってもできるだけ不利のないように契約の解除などが行われるよう、今後の在り方を踏まえて検討していきたいと考えております。

○稲生専門委員 そうですね。要は、入札実施要項のどの部分を根拠にその議論が行われて、

その結果、どういう対応で収束したのか、その経緯はきっちり残しておくということだと思います。場合によっては実施要項を今後見直すということも勿論あり得ますし、そのほかの入札案件にも、その成果は広めていった方がいいのではないかなということもございますので、そこら辺が上手に整理されるとよろしいかなと思います。勿論、機構さんにとってはある意味では不本意な部分もあるかもしれませんが、これはあくまでも今後のためにといいことでの処理ということになりますので、是非お願いをしたいと思います。

○榎谷主査 ちょっと私の方から。今の別紙の1と2のところで、体験事業の実施結果というのがありますが、ここの中で、定員と利用者数というのがあります。定員がどういう意味なのか、ちょっとよくわからないんですが、例えば、小型製品組立の仕事（玩具）は2万7,795名の定員で2万3,205名です。プログラマーの場合は半分しかいらっしゃっていませんし、雑誌編集も半分ぐらいになっています。この辺は特に目標とかは関係なかったんですか。

○事務局 こちらの実施要項に体験事業の規模ということで、1日に何回行われるとか、開催日数が1年間に何日とか、そういったことが各コースごとに決められておまして、それに従って行った結果、このような差異が出てきたという形です。

○榎谷主査 これは回数の問題と、1回に何人いらしているかということと2つあると思うんです。これから終わるとい話なので、余り言ってみてもしょうがないんですけども、今後またこういうパターンのときに、こういうのも少し頭に入れながら実施要項をつくる必要があるかもわかりませんね。

それから、別紙2なんですが、この期間の利用者数は、左の方の4万7,549名いらしているわけです。ただし、アンケートは922名、2%ぐらいですかね。こういうのは統計的に見て、母集団の全体をあらわす数字なのか、どうなのか、私にはよくわからないんですが、どういうふうに読んだらいいのか。満足度が高かったということで、アンケートの範囲内では特に問題はないんですけども、どの程度のサンプリングがあれば母集団全体の姿をあらわすのかどうなのか。取り方とか、いろいろあると思うんですが、これも今後、ここに限らず、アンケートのサンプリングの数なども問題になると思いますので、頭の中に入れておいていただけたらと思っております。

○事務局 まず、別紙1の定員の関係で補足でございますけれども、こちらは、職業体験コースの5コースのみの受託ということでございましたので、特段、利用者数を増やすとかというところは、目標としては設定されておられません。ただ、今後行われるしごと館の存廃を含めた見直しの中では、全体を包括的に委託することになってございまして、ちょうど今、入札公告が出ているのでございますが、それを見ると、今までの満足度に加えて、利用者数を増やすという観点も加えられているところでございますので、そこは機構の方でそういった観点も踏まえて、民間活用の促進といいましょうか、こういったことはされているようでございます。

アンケートの方でございますが、アンケートの調査実施日が別紙2の下に記載がされておりますが、四半期ごとに期間を区切ってアンケートを取るようになってございます。こちらは実施要項にも書いていただいておりますので、実施要項策定の際に御審議いただいている内容でございますが、利用者総数に対して適切な母集団なのか、サンプリングとして十分なのかどうかというところは、正直申し上げまして余り判然としないところでございます。こち

らは、特に今後行われる施設管理・運営の関係等々、実施要項を御審議いただくものがあるのでございますが、こういった満足度みたいなものが設定される方向のものが結構あるんです。そういった意味では、どの程度が適切かみたいなところは、今後、事務局の方でも検討したいと思っております。

○櫻谷主査 余り勘繰ってはいけないんですけども、多分、そんなことはないと思うんですが、限られた期間の中のアンケート実施の数が少ないので、やらせではないと思いますけれども、やろうと思えばできないことはないと思います。その辺も、ないとは思いますがけれども、もうちょっとサンプリングの数を増やす、あるいは決めたやり方をするのではなくて、抜き打ち的にやるとか、そういう配慮も必要なのかなと思いました。ただ、大半の方がよかったとおっしゃっているので、それはないとは思いますが。

何かございますか。よろしいですか。それでは、時間となりましたので、本日の入札監理小委員会はこれで終了いたしたいと思っております。

なお、次回開催につきましては、事務局から追って御連絡いたします。本日はありがとうございました。

(終 了)